鹿児島県 知 事 伊藤 祐一郎 様

> 川内原発増設反対鹿児島県共闘会議 議 長 荒川 譲

東日本大震災と川内原発に係わる申し入れ書

県民の安心・安全な暮らしを確保するために日夜御奮闘されておられることに敬意を表します。さて、3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれによる津波は、多くの死傷者、行方不明者、被災者をもたらすとともに沿岸部の街に壊滅的な被害をもたらしています。そのなかで、福島第一原発や福島第二原発などでの事故は、原発の設計条件においては考えられていない「想定外」の過酷事故であり、極めて深刻な事態が今なお続いています。原発震災下での破局的な事態を回避するために、極めて高い被曝の危険がある中で奮闘されている現場の作業員の方々に感謝の意を表するとともに、原発立地県としての最大限の支援が求められています。

3月17日の県議会最終本会議での3号機増設の重要電源開発地点指定に係る同意撤回や稼働中の1・2号機の耐震安全性や津波対策についての質問に、「責任を負う国が技術的な検討も含めて安全性を判断する」として県の主体的な姿勢を明らかにしなかったのは極めて問題です。また、18日には九州電力川内原子力総合事務所長が県企画部長に川内原発の安全対策を説明したと報じられています。

わたしたちは、これまで電力の需給見通しやトラブル続きの核燃料サイクル、再生可能エネルギーの開発・普及推進などを根拠に、不要・不急な川内原発3号機増設計画をストップさせ、原発偏重のエネルギー政策を大胆に転換し、社会全体の省エネルギーを推進するよう求めてきた経緯を踏まえ、下記のとおり申入れます。

記

1 九州電力川内原子力総合事務所長が3月18日に県企画部長に説明した川内原発の安全対策 について明らかにすること。

また、県としての川内原発の安全対策を明らかにすること。

- 2 国及び九州電力に対し、東日本大震災による福島第一原子力発電所など損壊の実態把握を踏まえた川内原子力発電所など全国の原子力発電所の安全性確保策を徹底した情報公開の上で進めるよう求めること。
- 3 鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編(1983年決定・2008年3月修正)について、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)を現行の10km以内から30km以遠に拡大(アメリカは第1区域を16km・第2区域を80kmに指定)するとともに、地震災害などの自然災害との複合災害について新潟県のように計画に定めるなど抜本的な見直しをおこなうこと。

また、東日本大震災と同程度の揺れや津波被害を想定した実践的な防災訓練を 2011 年度に 実施し、九電・国・県・市の通信連絡、モニタリング体制、避難誘導と避難所の整備、緊急被爆 医療措置・救護所での住民登録とスクリーニングなどの検証をおこなうこと。

なお、オフサイトセンター代替施設を20㎞圏外に設置するよう国に求めること。

4 川内原発1・2号機の安全性確保策構築に全力をあげるとともに、川内原発3号機増設に係る重要電源開発地点指定許可を取り消すよう国に申し入れ、増設計画に反対すること。

さらに、原発偏重のエネルギー政策を、エネルギーの低消費化と自然エネルギーの利用拡大を進め、脱原発・脱化石燃料を進めるエネルギー政策に転換するよう国に求めるとともに県として主体的にとりくむこと。

九州電力株式会社 代表取締役社長 眞部 利應 様

> 川内原発増設反対鹿児島県共闘会議 議 長 荒川 譲

東日本大震災と川内原発に係る申し入れ書

貴職におかれましては、日夜、安心・安全な市民生活を確保するためにご尽力をいただいていることに対し心より敬意を表します。

さて、3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれによる津波は、多くの死傷者、行方不明者、被災者をもたらすとともに沿岸部の街に壊滅的な被害をもたらしています。そのなかで、福島第一原発などでの事故は、原発の設計条件においては考えられていない「想定外」の過酷事故であり、極めて深刻な事態が今なお続き、子供さんやお孫さんの安心・安全に対する不安感や危機感が鹿児島県民の中にも広がっています。原発震災下での破局的な事態を回避するため、極めて高い被曝の危険がある中で奮闘されている現場の作業員の方々に感謝の意を表するとともに、電力事業者としての貴社の最大限の支援が求められています。

貴職は3月24日の記者会見で定期点検中の玄海原発2・3号機の発電再開を当面延期すると発表しましたが、川内原発3号機増設については「日程などを言える状況にない」としています。わたしたちは、これまで電力の需給見通しやトラブル続きの核燃料サイクル、再生可能エネルギーの開発・普及推進などを根拠に、不要・不急な川内原発3号機増設計画をストップさせ、原発偏重のエネルギー政策を大胆に転換し、社会全体の省エネルギーを推進するよう求めてきた経緯を踏まえ、下記のとおり申入れます。

記

- 1 東日本大震災による福島第一原子力発電所などの損壊要因(地震、津波、もしくは複合要因など)と実態の解明を踏まえたうえで、川内原子力発電所 1・2 号機及び 3 号機の安全確保策について、数値を含めた詳細な情報を、特に以下の 5 項目について明らかにすること。
- (1) 川内原発の原子炉格納施設(原子炉建屋)の多重防護策[①止める(自動緊急停止装置)、② 冷やす(非常用炉心冷却装置(ECCS): 蓄圧注入系タンク3基・高圧注入系ポンプ3台・低圧注入系ポンプ2台、化学体積制御設備、余熱除去設備、原子炉補機冷却水設備、アニュラス空気再循環設備、原子炉格納容器スプレイ設備など)、③閉じ込める(五重の壁一燃料ペレット・燃料被覆管・原子炉圧力容器・原子炉格納容器・原子炉建屋)]及び原子炉補助建屋、燃料取扱建屋、タービン建屋などの多重防護策。
- (2)使用済み燃料プール[燃料取扱建屋1階〜地下2階、全炉心燃料の1,190%相当分の貯蔵能力]の貯蔵可能燃料本数と貯蔵本数、電源喪失時の冷却システム[ホウ酸水補給設備、使用済燃料ピット水浄化冷却設備]。
- (3) 非常用電源設備(受電系統 500kV2 回線・220kV1 回線、ディーゼル発電機 2 台、蓄電池 2 組)

- の電源喪失時の電源確保策(蒸気利用のポンプ駆動による原子炉の熱除去システム・300~500KW電源車2台)。
- (4) 津波による海面の上昇・低下対策。
- (5) 格納容器の蒸気外部放出(ベント)など原発敷地外への液体・気体放出放射能量。
- (6) モニタリングステーション(県1、九電2)及びモニタリングポスト(県 21、九電5)、放水ロポストなどの地震・津波対策。
- 2 東北地方太平洋沖地震と同規模の地震が川内原発周辺で同じ日時に起こったと想定した際の川内原発1・2号機及び3号機(完成後・稼働中想定)の被害シミュレーションをおこない、その結果を直ちに県民に公開するとともに改善すべき課題を明らかにすること。
- 3 貴社は、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(新指針)の改定に伴い2008年12月に「川内原子力発電所1・2号機の耐震安全性評価結果報告書」を経済産業省へ提出しましたが、「津波に対する安全性評価」で「川内原発周辺海域において想定される地震に伴う津波の数値シミュレーションを実施した結果、その中で最も大きい津波を想定しても、敷地高さを上回ることがなく、安全性に問題がないことを確認しました。また、津波により水位が低下した場合についても、原子炉補機冷却海水設備へ取水ができ、安全性に問題がないことを確認しました。」とし、別表(上昇側水位は東京湾平均海面の+3.7m程度に対し敷地高さ+13.0m、下降側水位-3.7mに対し取水口敷高-6.0m)を示しています。

福島第一原発の津波に係る耐震安全性評価結果と今回の震災による津波の実態を明らかにし、川内原発の「評価」について見直すこと。

なお、耐震安全性に係る指針の見直しを国に要請すること。

- 4 九州電力は、3月18日の薩摩川内市での住民説明会で、「川内原発は海抜13mの高台にあり 津波は及ばない」、「電源を喪失しても蒸気を駆動源に炉心を冷却できる」、「使用済み核燃料は 原子炉建屋とは別の建物で地下に貯蔵しているので福島のようなことは起こりえない」と回答 したと報じられているが、その根拠を明らかにすること。
- 5 3月18日の「地震に対する対応状況」にとどまらず、川内原発1・2号機の安全性確保策構築に全力をあげるとともに、3号機増設を断念し、増設に係る作業を直ちに停止すること。 さらに、電気事業者としてエネルギーの低消費化と自然エネルギーの利用拡大を進め、脱原発・脱化石燃料を進めるエネルギー政策に転換するよう国に求めること。